

## 知多市農業委員会の委員選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令の規定に基づき、知多市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員（以下「農業委員」という。）の推薦及び募集（以下「募集等」という。）並びに選任の手続等に関し、法令に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(募集等の時期及び期間)

第2条 募集等の時期は、委員の任期満了日前であつて、手続に必要な期間を考慮して市長が定める時又は欠員により補充が必要となった時とする。

2 募集等の期間は、原則として4週間以上とする。ただし、急を要する特別な事情があるときは、この限りでない。

(募集等の方法)

第3条 募集等の方法は、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者の推薦及び募集に対する応募とする。

(募集等の人数)

第4条 募集等の人数は、知多市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年知多市条例第5号）に定める定数とする。ただし、欠員により補充が必要となった時は、定数の範囲内で必要な人数とする。

(推薦及び応募の資格)

第5条 農業委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(募集等の周知)

第6条 農業委員の募集等に当たっては、要領を作成するとともに、次の方法により公表し、周知するものとする。

- (1) 公示
- (2) 広報ちた
- (3) 市ホームページ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる方法  
(推薦手続)

第7条 農業委員の推薦をしようとする者は、知多市農業委員会委員推薦申込書（個人用）（第1号様式）又は知多市農業委員会委員推薦申込書（組織用）（第2号様式）に推薦を受ける者の住民票（発行後3か月以内のものに限る。次条において同じ。）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(応募手続)

第8条 農業委員の募集に応募しようとする者は、知多市農業委員会委員応募申込書（第3号様式）に応募者の住民票その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(募集等の状況の公表)

第9条 法第9条第2項の規定に基づく公表は、公示、市ホームページ等により、募集等の期間の中間及び終了後に遅滞なく行うものとする。

(候補者の選考)

第10条 第7条及び第8条の規定に基づき推薦を受けた者及び応募した者について、その人数が募集人数を超えた場合又は必要と認められる場合には、市長は知多市農業委員会の委員候補者選考委員会設置要綱（平成28年知多市公示第10号）の規定に基づく知多市農業委員会の委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に農業委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考を求めるものとする。

2 選考委員会は、前項の規定による市長の求めに応じ、次の基準を勘案の上候補者を選考し、市長に報告するものとする。ただし、法第8条第6項の規定により、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を選考する場合は、

別に定める基準によるものとする。

- (1) 農業に関する知識及び経験を有すること。
- (2) 市内の農業の実情に精通していること。
- (3) 市内の農家及び農業者の信頼を得ていること。
- (4) 公正中立かつ客観的な立場での判断、相談、調査、指導その他の農業委員業務の適切な遂行ができること。
- (5) 認定農業者等又はこれに準ずる者であるか否か。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(任命)

第11条 市長は、募集等の結果を尊重するとともに、前条の規定により候補者の選考を求めた場合には、その報告を参酌の上候補者を決定し、議会の同意を得て、農業委員を任命するものとする。

2 市長は、前項の規定により農業委員を任命したときは、その結果を推薦した者及び応募した者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により任命された農業委員を公示するとともに、市ホームページ等により公表するものとする。

(補充)

第12条 罷免、失職及び辞任による欠員が農業委員の定数の3分の1を超えた場合又は運営に著しく影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、この要綱の規定に基づき速やかに補充するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。